

平成十一年法律第一百七十四号  
国立研究開発法人防災科学技術研究所法

目次

第一章 総則（第一条～第六条）
第二章 役員及び職員（第七条～第十四条）
第三章 業務等（第十五条～第十六条）
第四章 雜則（第十七条）
第五章 罰則（第十八条・第十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国立研究開発法人防災科学技術研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「防災科学技術」とは、天災地変その他自然現象により生ずる災害を未然に防止し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及びこれらの災害を復旧することに関する科学技術をいう。

この法律において「基礎的研究開発」とは、研究及び開発（以下「研究開発」という。）であつて次の各号のいずれかに該当するものをい

う。  
一 防災科学技術に関する共通的な研究開発  
二 防災科学技術に関する研究開発であつて、国 の試験研究機関又は研究開発を行う独立行 政法人に重複して設置することが多額の経費 を要するため適当でないと認められる施設及 び設備を必要とするもの

三 防災科学技術に関する研究開発であつて、多 数部門の協力を要する総合的なもの（名 称）

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立（研究所の目的）

第四条 国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）は、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

第四条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

（事務所）研究所は、主たる事務所を茨城県に置く。

（資本金）研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

（出資）研究所は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（役員）政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

（役員及び職員）研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十二条」とする。

（役員）研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十二条」とする。

（役員及び職員）研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十二条」とする。

（役員）研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

（役員）研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

（役員）理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

（役員）通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

（役員）理事は、理事長の定めるところにより、理事長を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（株式等の取得及び保有）研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

（積立金の処分）研究所の理事長の解任については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十二条」とする。

（役員及び職員）研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十二条」とする。

（役員及び職員）研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十二条」とする。

（役員）研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

（役員）研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

（役員）理事は、理事長の定めるところにより、理事長を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。（株式等の取得及び保有）

（株式等の取得及び保有）研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

（積立金の処分）研究所の理事長の解任については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十二条」とする。

（役員及び職員）研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十二条」とする。

（役員及び職員）研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十二条」とする。

（役員）研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

（役員）研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

（役員）理事は、理事長の定めるところにより、理事長を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。



を含む。以下この項において同じ。)の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究所等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

7

施行日後の研究所等は、施行日の前に施行日前の研究所等の職員として在職し、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究所等を退職したものであつて、その退職した日まで当該施行日前の研究所等の職員として在職したものとならば退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(その他の経過措置の政令等への委任)

**第三十条** 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

**附 則** （平成二七年七月八日法律第五一

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則** （平成三〇年一二月一四日法律第  
九四号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**第二条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**（経過措置）**

**第三十五条** この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** （令和二年六月二十四日法律第六三  
号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

**（政令への委任）**

**第六条** 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** （令和四年六月一七日法律第六八  
号）抄

（施行期日）

**1** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日